奈良工業高等専門学校広報センター規程

平成30年3月27日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)に広報センター(以下「センター」 という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校の広報活動を推進することにより、教育、研究、地域貢献等の活動を学内外に広く公開するとともに、本校の認知度向上を図ることを目的とする。 (業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。
 - 一 広報の基本計画に関すること。
 - 二 広報の企画立案に関すること。
 - 三 広報戦略の実施に関すること。
 - 四 公式ホームページの制作,管理及び運用に関すること。
 - 五 広報誌等(入試関係ポスター等の印刷物含む)の編集及び発行に関すること。
 - 六 公開講座,出前授業等の連携調整に関すること。
 - 七 入試広報の企画立案,実施に関すること。
 - 八 広報に係る学内関係部署及び外部機関等との連絡調整及び連携に関すること。
 - 九 広報活動の充実及び情報共有化を図るための情報収集に関すること。
 - 十 その他広報活動に関すること。

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 校長補佐(総務担当)
 - 二 センター長
 - 三 副センター長
 - 四 センター員
 - 五 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
 - 六 総務課長及び学生課長
 - 七 総務係長
 - 八 総務係事務職員(前号の者を除く。)のうち総務課長が指名する者
 - 九 入試担当事務職員のうち学生課長が指名する者
 - 十 産学交流担当事務職員のうち総務課長が指名する者
 - 十一 情報管理室に所属する事務職員のうち情報管理室長が指名する者
 - 十二 広報デザイナー等,センター長が必要と認めた者

(センター長)

- 第5条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。
- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 3 校長が必要と認めるときは、センター長に校長補佐(総務担当)をもって充てること を妨げない。

(副センター長及びセンター員)

- 第6条 副センター長及びセンター員は、総務部門を構成する次の各号に掲げる委員会及 びセンターに共通する構成員として一般教科及び専門各学科から選出された専任教員各 1名(以下「共通構成員」という。)をもって充てる。
 - 一 将来計画委員会
 - 二 点檢 · 評価委員会
 - 三 「システム創成工学」教育プログラム達成評価委員会
 - 四 広報センター
- 2 副センター長は、共通構成員のうちから校長補佐(総務担当)が指名する。ただし、 前項第一号から第三号までに掲げる委員会の副委員長として校長補佐(総務担当)が指 名した者を除く。
- 3 センター員は、共通構成員のうち副センター長を除く者をもって充てる。
- 4 副センター長及びセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長及びセンター員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

- 第7条 センターの管理運営に関する事項は、広報センター運営委員会(以下「運営委員 会」という。)において審議する。
- 2 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校広報委員会規程(平成12年4月1日制定)及び奈良工業高 等専門学校広報室内規(平成26年11月13日制定)は廃止する。